

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	3-5
許認可等の種類	漁船の登録票の検認			
根拠法令条例等・条項	漁船法第13条			
許認可等の概要	登録票交付5年経過時における漁船登録票の検認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>漁船法施行規則 (検認の手続)</p> <p>第十一条の二 登録を受けた漁船及び登録票についての法第十三条の規定による検認は、当該検認を受けるべき者に対し、都道府県知事(指定検認機関が検認を行う場合に於ては、指定検認機関。以下この条において同じ。)が指定した場所及び期日において行うものとする。</p> <p>2 法第十二条第一項又は法第十七条第三項の規定により登録票の交付を受けた者は、登録票の交付(法第十七条第三項の規定による登録票の交付にあつては、当該変更の際に当該漁船について法第五十条第一項の規定による立入検査があつたものに限る。次項において同じ。)の日又は検認の日から起算して五年を経過する日の一月前までに、法第十三条の規定による検認を受けようとする場所及び期日を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の場所及び期日を指定する場合には、前項の届出に係る事項を参酌するものとする。この場合において、その期日は、登録票の交付の日又は検認の日から起算して五年を経過した日から六月を超えない期間内でなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、法第十三条の規定により登録をした漁船及び登録票について検認をしたときは、当該登録票に別記様式第十号の二による検認証印を押さなければならない。</p> <p>昭和26年長野県規則第59号「長野県漁船法施行細則」 昭和53年5月22日53園第116号農政部長「漁船登録事務要領」</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	3週間			
期間の制定根拠	長野県漁船法施行細則第2条第1項			